

お知らせ

記者発表資料 | 平成29年 6月16日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
 広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
 中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、契約違反をした下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所
 三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3
 株式会社東通インターナショナル 東京都文京区小石川1-21-14
2. 指名停止措置期間
 平成29年6月16日 ～ 平成29年6月29日 (2週間)
3. 指名停止措置の範囲
 中国地方整備局管内
4. 事実の概要
 四国地方整備局が幹事局となり中国地方整備局と共同発注した「平成27年度ヘリコプター搭載型衛星通信設備据付調整」において、撤去機器であるカメラ装置を適切に廃棄処理しなかったため、契約の一部が不履行となったものである。
5. 指名停止措置理由
 上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第4号（契約違反）に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第4号>

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上4ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

- 中国地方整備局** 082-221-9231 (代表番号 [9:15~18:00])
 082-511-6064 (夜間直通 [18:00~19:00])
 総務部 契約課長 室田 浩司 (内線2511)
 ◎総務部 契約課長補佐 佐藤 博和 (内線2514)
- 港湾空港部** 082-511-3900 (代表番号 [9:15~18:00])
 契約管理官 佐野 友紀 (内線130)
 ◎総務部 経理調達課長補佐 池尻 泰人 (内線132)



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

【広報担当窓口】

広報広聴対策官

さか や まさ ゆき
坂 屋 政 之

(内線 2 1 1 7)

企画部 環境調整官

あ だち つかさ
足 立 司

(内線 3 1 1 4)